

不祥事防止の取組について

01 令和7年度教育委員会における不祥事防止の取組の実施状況等について

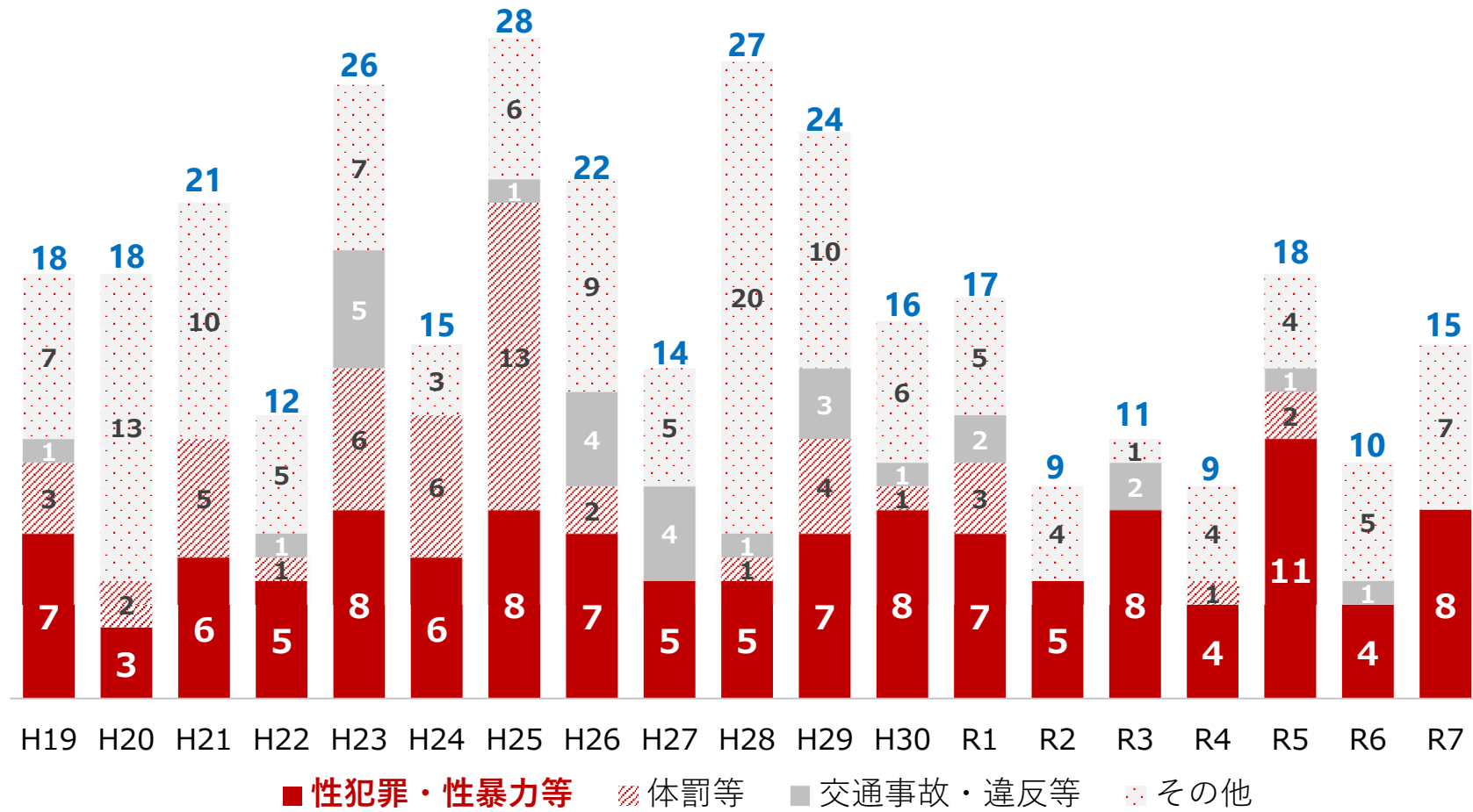
02 令和8年度の新たな取組について

03 その他（こども性暴力防止法（日本版DBS）の施行）


令和7年度教育委員会における不祥事防止の取組の実施状況等について

県教育委員会における懲戒処分の推移

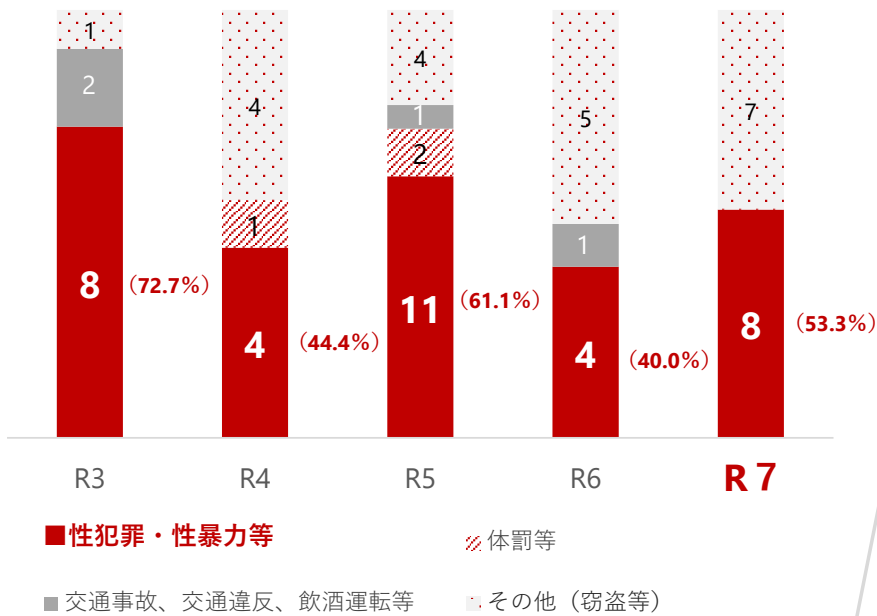
※県教育委員会ではH18年度より不祥事ゼロ運動を開始




事案別・雇用形態別の懲戒処分件数

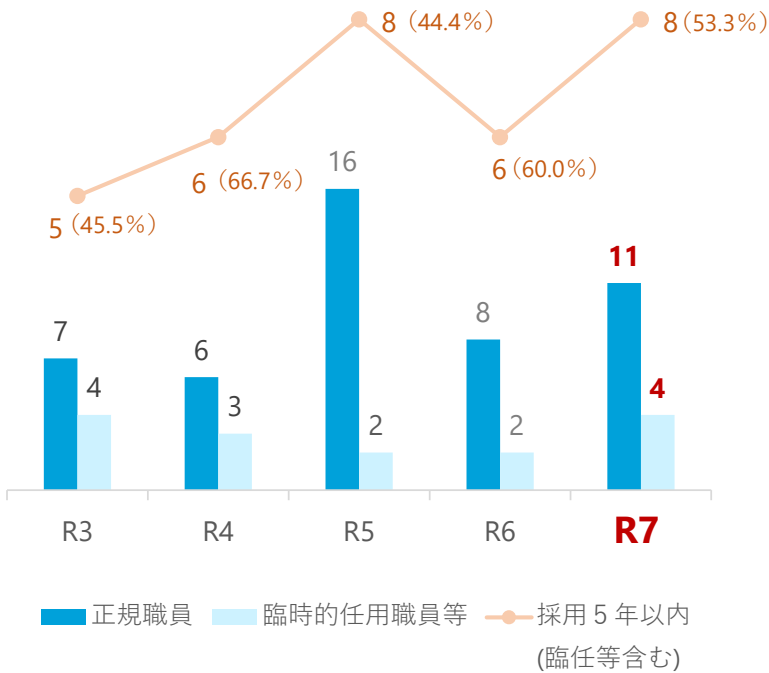
 性犯罪・性暴力等が高い割合を占めている

事案別懲戒処分件数



 採用5年以内の処分件数が多い

雇用形態別懲戒処分件数

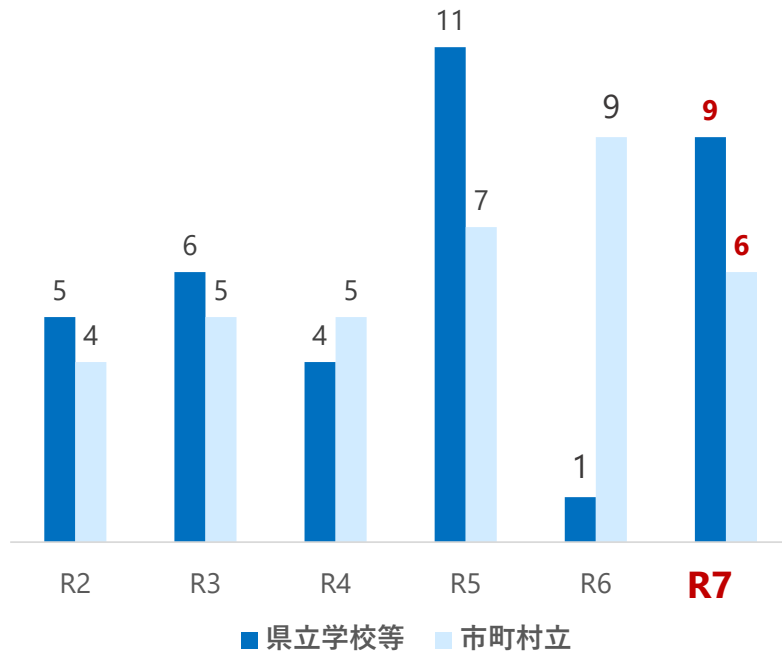


県立と市町村立別の懲戒処分件数



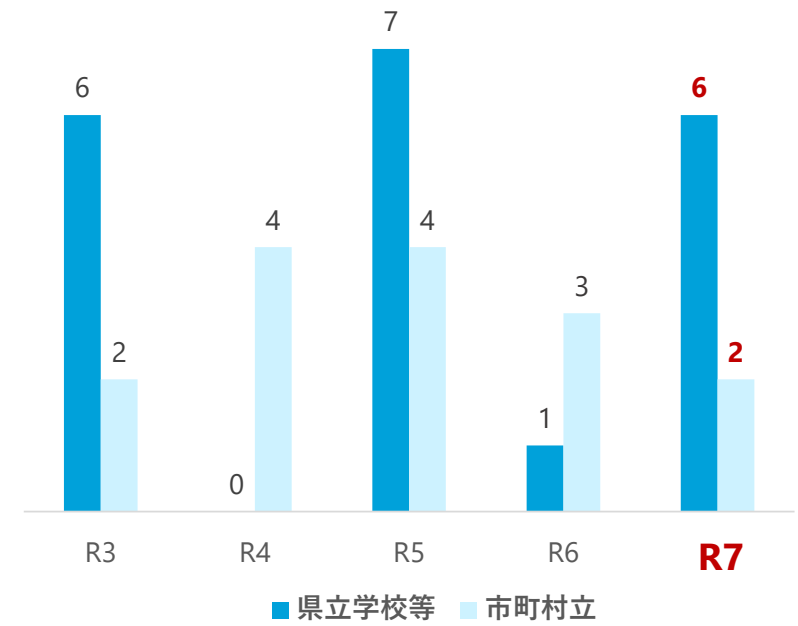
県立学校の処分件数が前年度比で大きく増加

全体件数



県立：20件 市町村立：15件 (過去5年総数)

性犯罪・性暴力等



令和7年度処分事案概要

(1) 性犯罪・性暴力等事案

	処分日	処分	所属	職	内容
1	R7.7.23	免職	中学校	教諭	自身の自宅で、自校の女子生徒1名に対し、胸をもむなどした。
②	R7.7.23	免職	小学校	教諭	繰り返し、電車内で乗客の女子高校生などに対し、盗撮行為を行うなどした。
③	R7.7.23	停職	支援学校	教諭 (臨任)	電車内で、乗客の女性に対し痴漢行為を行った。
④	R7.9.4	免職	高校	教諭	自身の自宅で自校の女子生徒1名に対し、児童生徒性暴力等を行うなどした。
5	R7.9.4	免職	高校	総括 教諭	繰り返し、商業施設内で、女性に対し、盗撮行為を行った。
⑥	R7.12.23	免職	高校	教諭 (臨任)	勤務校外外で自校の女子生徒を含む4名に対し、スカートの中などを撮影した。
⑦	R8.3.13	免職	高校	教諭	自家用車内において、自校の女子生徒1名に対し、服の上から胸を触るなどした。
8	R8.3.13	免職	支援学校	総括 教諭	自家用車内において、自校の女子生徒1名に対し、繰り返し、服の上から胸及び下腹部を触るなどした。

(2) その他

	処分日	処分	所属	職	内容
⑨	R7.12.23	停職	高校	教諭 (臨任)	店舗において、食料品3点を窃取した。
10	R7.12.23	停職	高校	教諭	繰り返し、電車内において、正当な理由なく、女性の全身を撮影した。
11	R7.12.23	減給	中学校	教諭	当該校のパソコンで業務に関係のない情報を頻繁に閲覧した。
12	R8.3.13	停職	高校	教諭	飲酒后、歩道上に置いてあった自転車を無断で運転した。
⑬	R8.3.13	停職	中学校	教諭 (臨任)	海水浴場において、安全面の指導又は安全を確保する対策を怠り、着衣で海に入る活動を行った結果、女子生徒1名がおぼれ、その後、死亡する事態を招いた。
14	R8.3.13	停職	中学校	教諭	平塚市内の公立中学校長として在任中、教頭に対し、具体的な安全措置を講じることなく、屋上のエアコンの室外機の点検の必要性を示唆し、屋上にエアコンの室外機が設置してある校舎の点検を指示した結果、落下し、死亡する事態を招いた。
⑮	R8.3.13	減給	中学校	教諭	担当教科の成績処理において、不適切な採点等を行った結果、誤った通知表が生徒に配付された。

※○で囲んだ事案は、採用後5年以内の者

県教育委員会の不祥事防止の取組

県では、令和3年度より、わいせつ事案防止対策有識者会議の提言を踏まえ、**わいせつ事案の根絶に向けた様々な取組**を実施。

主な提言に基づく取組

教職員の倫理に関する指針の作成

研修用映像資料の作成

児童・生徒に対する相談・指導等
における留意事項※の明確化

「自分を見つめるチェックシート」の作成

※生徒とのSNSの禁止・相談時の複数対応の徹底・教科準備室等の非密室化など

※教職員の内面の振り返りに活用するシート

性犯罪・性暴力等事案（わいせつ事案）の根絶を最重要課題とし、提言に基づく取組等の定着を図ることとして、「神奈川県教育委員会不祥事防止取組方針」を策定。

「わいせつ事案防止対策有識者会議」

教職員によるわいせつ事案の防止に資する方策等を教育長に提言するために、県で設置（R3.1月）した、精神科医、臨床心理士、弁護士等を構成員とする有識者会議

令和7～9年度不祥事防止取組方針

令和7～9年度不祥事防止取組方針

《重点》
有識者会議の提言に基づく取組

<重点>
臨任・経験の浅い教職員の不祥事防止

教職員に求められる高い倫理感の保持・向上

性犯罪・性暴力等防止のための校内の環境（システム）の整備

教職員を組織的にサポートする体制づくり

再発（未然）防止を目的とした専門家との積極的な連携

方策1
教職員の倫理に関する指針等の策定

方策4
教育相談、指導における留意事項の周知徹底

方策6
同僚性の醸成に向けた組織的な支援・相談体制の充実

方策7
臨床心理士等による個別事案の分析等

- ・倫理指針の作成及び指針カードの作成
- ・総教Cの研修冒頭での周知

- ・生徒対応における留意事項をまとめた通知を发出し、行政事務調査等で遵守状況を確認

- ・各学校で若手教員等の組織的な支援体制を整備
- ・各学校における風通しのよい職場づくりに係る取組事例の収集・展開

- ・性犯罪・性暴力等の行為者に対する臨床心理士による面談を実施

方策2
映像資料の作成・活用

方策5
不祥事を未然防止・早期発見するための体制づくり

方策8
「自分を見つめるチェックシート」の作成・活用

方策8
「自分を見つめるチェックシート」の作成・活用

- ・具体的な不祥事事例や必要なルール等をまとめた研修用映像資料の作成

- ・各学校での不祥事防止会議の設置 等
- ・校内での不祥事（わいせつ事案）防止策を必須議題に設定※年1回以上

- ・自身の内面を客観的に分析するためのチェックシートを作成

- ・自身の内面を客観的に分析するためのチェックシートを作成

方策3
性被害の影響について理解を深める研修等の実施

方策5
不祥事を未然防止・早期発見するための体制づくり

方策6
同僚性の醸成に向けた組織的な支援・相談体制の充実

方策7
臨床心理士等による個別事案の分析等

- ・大学教授やNPO法人の理事長を講師としての、研修の実施・映像資料の作成

- ・各学校での不祥事防止会議の設置 等
- ・校内での不祥事（わいせつ事案）防止策を必須議題に設定※年1回以上

- ・各学校で若手教員等の組織的な支援体制を整備
- ・各学校における風通しのよい職場づくりに係る取組事例の収集・展開

- ・性犯罪・性暴力等の行為者に対する臨床心理士による面談を実施

その他の取組

- 教職員に対する研修等の充実
- 若手職員等による研修の企画等を推奨
- 不正行為の早期報告に関する啓発資料の作成
- 啓発点検資料を活用した県の取組の周知
- 市町村教育委員会との連携
- 各市町村を訪問しての人事担当者との意見交換
- 行政事務調査・指導等の実施
- 性犯罪防止関連法の施行・改正に伴う対応
- 職員啓発点検資料の活用
- セクハラ調査の活用
- 児童・生徒のセクハラ等に対する意識啓発

令和7年度に新たに実施した取組

令和7年度に新たに実施した取組

01



具体的な不祥事事例等を説明する研修動画の作成

・令和7年度の懲戒処分事案の概要や関係するルール等を説明する映像資料の作成

02



校内の不祥事を防止するための体制づくり

・校内でのわいせつ事案防止策を、各学校での不祥事防止会議の必須議題として設定し、各学校で議論を実施

03



各学校の風通しの良い職場づくりの支援

・風通しの良い職場づくりに係る各学校の取組事例を収集し、不祥事防止ポータルを活用して好事例を展開

04



逮捕による影響等の周知

・県立学校及び政令市を除く市町村立学校の教職員を対象として、元警察官による、逮捕となった場合の自身の人生への影響等を理解するための研修を実施

05



研修企画を支援する資料の作成

・若手職員等による研修の企画を支援するため、NPO法人の協力を得て、各学校での研修企画時の留意事項等をまとめた映像資料を作成

06



行動経済学（ナッジ）を活用した注意喚起

・同僚職員の行為に違和感を感じた場合の速やかな相談・報告を啓発する資料を作成し、総合教育センターが実施するすべての基本研修の冒頭で視聴

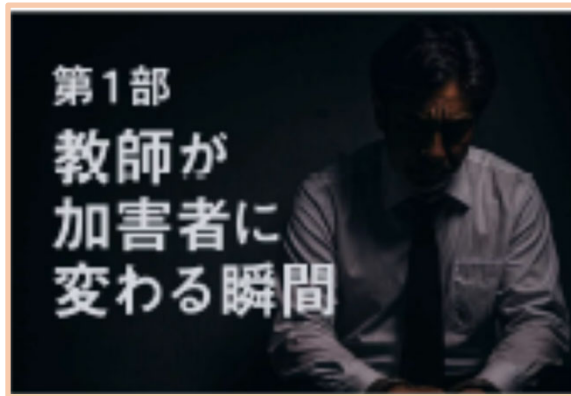
07



市町村を訪問しての意見交換

・各市町村教育委員会を訪問し、人事担当課長等との意見交換を実施
・令和8年度以降も継続して実施

逮捕による影響等の周知



- 逮捕された場合の自身の人生への影響等について、警察OBのリアルな体験談をもとに講義を実施。
- 県立学校及び政令市を除く市町村立学校の教職員を視聴対象とした。

✓ わいせつ事案を起こした場合、家庭が崩壊したり社会復帰が困難になるということを、事例や警察OBの体験談を交えて学ぶことで、**逮捕がその後の人生に与える影響について実感**することができる

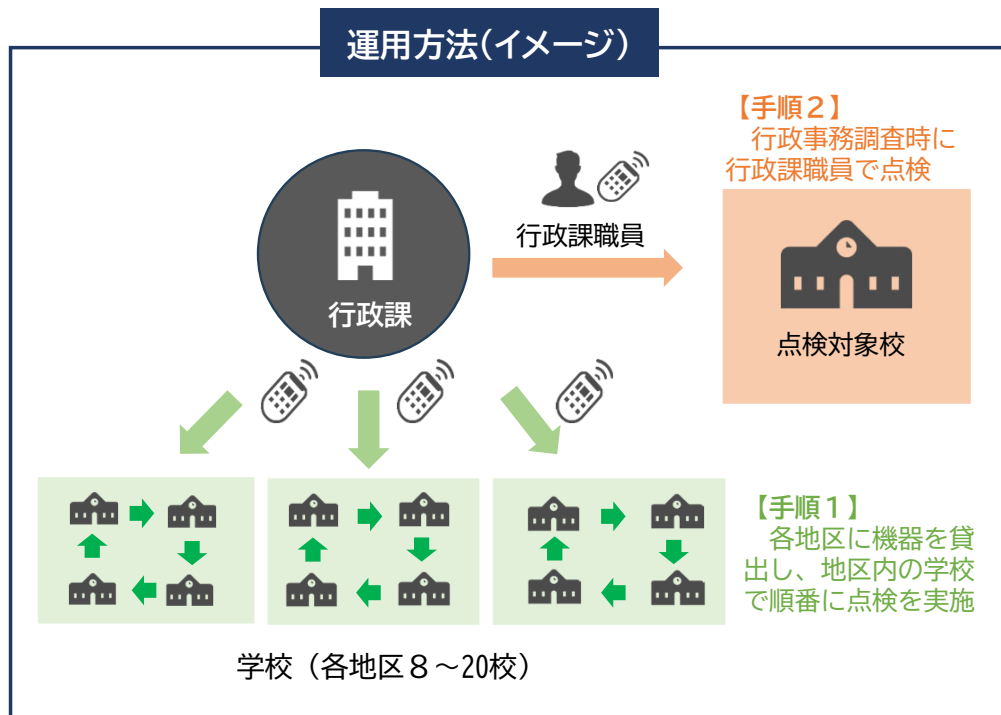
令和 8 年度の新たな取組について

基本方針

- 基本的な取組の方向性は継続する
- 校内での盗撮防止に向けた取組として、**盗撮カメラ探知機を活用した校内点検を実施**

盗撮カメラ探知機を活用した校内点検の実施

1 進め方

**【手順1:各地区に探知機を貸出】**

- ① 行政課で購入した探知機を各地区に貸出(1台)を行う
- ② 各地区内の学校で探知機を持ち回り点検を実施
- ③ 点検が完了した学校は行政課に異常の有無を報告

【手順2:行政事務調査時に点検を実施】






- ④ 行政課が行政事務調査時に特にリスクが高い場所の点検を補完的に実施
- ⑤ 更衣室・トイレ等を中心に、点検を実施

【その他】

- ・啓発点検資料や各種研修等で探知機による点検を実施している旨周知し、抑止力の向上を図る
- ・行政課にて点検を実施すべきポイントをまとめたチェックリスト等を作成し、配付

盗撮カメラ探知機の導入

2 想定スケジュール

	4月	5月	6月	7月
執行手続 (機種選含)				
発注・納品				
県立学校長会議幹 事会にて報告				
教育委員会（臨時 会）にて報告				
運用開始				

その他（こども性暴力防止法（日本版DBS）の施行）



こども性暴力防止法について ①概要

教育・保育等のこどもに接する場でのこどもへの性暴力を防ぐため、令和6年6月19日に「こども性暴力防止法」が成立し、令和8年12月25日に施行される。

《取組のポイント》

- ✓ こどもに接する現場で働く職員等は、**特定性犯罪前科**（以下、性犯罪前科という。）の有無の確認が必要となる
- ✓ 性犯罪前科がある場合、**こどもに接する業務に就くことができなくなる**

施行時現職者については、令和11年12月24日までに犯罪事実確認を行う

	義務対象	認定対象
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校（幼小中高特支、高専、高等専修学校） ・ 認可保育所、認定こども園 ・ 児童福祉施設 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可外保育施設 ・ 放課後児童クラブ ・ 学習塾、スポーツクラブ など
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員 ・ 保育士 ・ 児童指導員 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育従事者 ・ 放課後児童支援員 ・ 塾講師、指導員 など



こども性暴力防止法について ②制度開始後の対応

制度の開始後、性犯罪前科の確認など、こどもへの性暴力防止の取組のため、次のような対応が必要になる。

性犯罪前科の確認

アカウント登録

手続きは、プライバシー保護のため、オンラインで実施

戸籍等の登録

性犯罪前科の確認手続に必要

こどもの安全確保

研修の受講

性暴力防止への理解促進に必要

日頃からの見守り等

被害の早期把握のために必要

制度の開始後、

✓ 性犯罪前科があると確認された場合

✓ 戸籍等の提出が行われず、法定期限までに性犯罪前科の確認ができない場合

は、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもに接する業務に就くことができなくなる。

神奈川県教育委員会 不祥事防止取組方針

(令和7年度～9年度)

令和7年4月

神奈川県教育委員会

～はじめに～

県教育委員会における懲戒処分の件数は、令和6年度は10件となり、前年度の18件からは減少に至った。

また、令和5年度の18件中11件は性犯罪・性暴力等事案であり、これは県教育委員会で不祥事ゼロ運動を開始した平成18年度以降で最多であった。

令和6年度においては、性犯罪・性暴力等事案は4件となり、全体件数と同じく減少したが、その根絶には程遠い。

守るべき自校生徒等へ性犯罪・性暴力等を行う教職員が、ごく一部であってもいるということは、決して許されるものではなく、再発防止に向け、全ての教職員が不祥事防止は児童・生徒を守るための取組であることを認識し、自分事として取り組んでいくことが必要である。

これまで、県教育委員会では、わいせつ事案防止対策有識者会議の「教職員によるわいせつ事案の根絶に向けた提言」を踏まえた取組を実施してきたところであり、令和6年度は、その取組の効果検証も実施した。

効果検証の中で実施した有識者への意見聴取においては、不祥事防止に特効薬はないが、周囲の職員による報告等によって早期発見につながるため、学校内での迅速な情報共有の必要性も示されたところである。

県教育委員会としては、新規施策を追加し続けることでの職員負担も考慮し、従来施策を必要な改善を図りながら粘り強く推進していく所存である。

また、取組の定着を図り、継続的な取組を推進するために本方針も3カ年対象とし、中長期目線での取組の推進を図っていくこととする。

なお、具体的な方策について、特に重点的な対応が必要な取組として、継続して次の二つを重点課題とする。

＜重点課題＞

- 1 「教職員によるわいせつ事案の根絶に向けた提言」を踏まえた取組
- 2 臨時的任用職員等及び経験の浅い教職員による不祥事の防止

令和7年4月
神奈川教育委員会

教育委員会不祥事防止の取組について

第1 性犯罪・性暴力等事案の根絶に向けた取組

注1 [] は、提言の方策番号

注2 下線は、拡充する内容

1 提言を踏まえた取組（提言の方策1から方策8への対応）（重点取組方針）

（1）教職員に求められる高い倫理感の保持・向上

ア 教職員の倫理に関する指針の普及【継続】…〔方策1〕

教育の専門家としての自覚、意識を高め、教職員としてのアイデンティティを確立するため、教職員の倫理に関する指針（以下「指針」という。）を新任の教職員等に配付するとともに、所属研修や総合教育センターで実施する基本研修等において、更なる普及を図る。

■実施内容

- （ア）指針を活用し、教職員等に対する所属研修等を実施
- （イ）指針の趣旨について、教職員等の理解を促す啓発資料等の作成

イ 教職員に対する研修等の充実

①映像資料の活用【拡充】…〔方策2〕

児童・生徒に対応する際の適切な相談、指導のあり方について、具体的な場面を想定して作成した映像資料や文部科学省が作成した児童生徒性暴力等に関する理解を深めるための動画等を活用した研修等を、各学校で実施する。

【映像資料】

「不祥事を自分事として考える-教職員によるわいせつ事案の根絶に向けて-」等

■実施内容

- （ア）映像資料を活用し、新規採用職員等に対する所属研修等を実施
- （イ）文部科学省作成の児童生徒性暴力等に関する理解を深めるための動画の活用
- （ウ）不祥事の傾向や具体的な不祥事事例、必要なルールの他、懲戒免職等となった場合の自身の人生への影響等を理解するための映像資料を作成し、各学校で研修等を実施

②性被害の影響について理解を深める研修等の実施【継続】…〔方策3〕

児童・生徒が受けた性被害による深刻な影響等について、研修用映像資料等を活用しながら、専門家やNPO団体等の意見や活動も参考にし、教職員の理解を図る。

■実施内容

- （ア）効果的な研修内容、実施方法を策定
- （イ）専門家やNPO団体等の意見・活動を参考にした研修内容の工夫改善

- (ウ) 研修用映像資料「教員による子どもへの性加害について考える～子どもを守るためにすべきこと～」の全県立学校での研修等での活用
 - (エ) 文部科学省作成の児童生徒性暴力等に関する理解を深めるための動画の活用（再掲）
 - (オ) 令和5年度に作成した性暴力を受けた被害者等の心理や性暴力事案への初動対応等を示した研修用映像資料を活用しての研修等を実施
- 【研修用映像資料】**
- 児童・生徒に対する性暴力への対応（R6. 1. 25 発出）
 - 性暴力事案初動対応ロールプレイング研修（R6. 3. 27 発出）

(2) 性犯罪・性暴力等事案防止のための校内の環境（システム）の整備

ア 相談、指導における留意事項の周知徹底【継続】…〔方策4〕

児童・生徒との相談、指導において、複数対応を徹底する。
また、スクールカウンセラー等の専門家との早期の連携や、他教職員との情報共有等の留意事項を示し、相談、指導における組織的な対応を徹底する。

■実施内容

- (ア) 各学校において、通知に基づく研修を行うなど、全教職員に徹底
- (イ) 行政事務調査等の場を活用した実地確認・状況聴取
- (ウ) 遵守状況に係る実態把握のためのアンケートを実施

イ 学校内で不祥事を未然防止・早期発見するための体制づくり【拡充】…〔方策5〕

各学校において、不祥事防止等に関する教職員等からの提案や意見を受け付け、必要な取組を実施する。

■実施内容

- (ア) 各学校において、不祥事防止会議での議論を踏まえ、必要な取組を実施
校内での不祥事（性暴力等事案）防止に必要な取組※については、各学校の事情に応じた検討を行い、具体的な取組を行う。

（※検討内容：性暴力等の発生リスク（密室化のリスク）が高い部屋のリストアップ・共有、鍵の貸出し簿の作成、マグネット型名札等での鍵の使用者の明示、電子型キーボックスの導入、空き教室の鍵の一元管理、管理職や休日の施設管理員の不定期巡回 等）

不祥事防止会議での議論や対策の状況については、行政事務調査等にて、随時、確認を行う。

- (イ) 教職員等からの提案や意見を受け付ける体制について、各学校の取組を情報収集し、取組事例の情報提供を実施

(3) 教職員を組織的にサポートする体制づくり

ア 同僚性の醸成に向けた組織的な支援・相談体制の充実【拡充】…〔方策6〕

コロナ禍の影響もあり職場での人間関係が希薄化する中で、初任者等が業務上の課題やストレス等を抱え込み、孤立しないよう、初任者指導員や管理職が連携し、組織的な支援・相談体制の充実を図る。

実施に当たっては、県立学校長会議等を通じて、各学校の取組を情報共有するなど、学校間でのより一層の連携を図る。

■実施内容

- (ア) 各学校において、若手教員等に対する組織的な支援、相談のための取組例（①相談者の指定等、②校内組織の設置等、③若手教員を対象とした研修会の活用等）のうちから、各学校の実情に応じて選択し、実施
- (イ) 若手職員等の支援の他、学校全体の風通しのよい職場づくり等に係る各学校の取組事例の更なる収集を図り、不祥事防止ポータル等を活用したより多くの取組事例の情報提供を実施

(4) 再発（未然）防止を目的とした専門家との積極的な連携

ア 臨床心理士等による個別事案の分析等【継続】…〔方策7〕

性犯罪・性暴力等事案のうち、発生原因が不明な事案や詳細な心理分析を要する事案について、行為者に対し臨床心理士等による面談（ヒアリング）を実施し、不祥事に至る背景、経緯等を聴取し、専門的な見地から原因分析や再発防止策等について報告を受け、再発防止の取組に反映する。

■実施内容

- (ア) 不祥事を起こした行為者に対し、臨床心理士等の専門家による面談（ただし、行為者の承諾が必要）を実施
- (イ) 引き続き面談を重ね、行為者の行動心理等の更なる分析を図り、専門家の意見等を踏まえた具体の再発防止策等を検討し、今後の取組に反映

イ 「自分を見つめるチェックシート」の活用【継続】…〔方策8〕

専門家の意見等を踏まえて、教職員の心理状況を客観的に分析できるような質問事項を盛り込み作成したチェックシートを教職員に配付し、自己の内面の振り返りに活用する。

■実施内容

- (ア) 有識者会議委員等の専門的知見を活用して作成したチェックシートの教職員への配付、教職員からの相談に対応する専門機関の紹介等を実施
- (イ) チェックシートの活用について、不祥事防止職員啓発・点検資料（以下、「啓発・点検資料」という。）等で周知する。

ウ 逮捕時の影響等の周知【継続】

逮捕や懲戒免職等となった場合の影響等に関する研修・周知等を、外部機関の協力も得ながら実施する。

令和7年度は、警察OBの協力を得て、逮捕となった場合の自身の人生への具体的な影響等を理解するための研修を夏季休業等の長期休業期間などを活用して実施する。

2 性犯罪・性暴力等事案の根絶に向けたその他の取組

(1) 性犯罪防止関連法の施行・改正に伴う対応【継続】

ア 令和4年4月に施行された「教育職員等による児童・生徒性暴力等の防止等に関する法律」及び令和5年に改正された刑法及び新たに施行された性犯罪防止関連法（性的姿態等撮影罪等）の研修等での周知

イ 「教育職員等による児童・生徒性暴力等の防止等に関する法律」の施行等を踏まえ改正した懲戒処分の指針の研修等での周知

(2) 校長による個別面談等の実施【継続】（再掲）

すべての教職員に対する校長からの個別面談、指導を実施する。

また、管理職は、職場で教職員が孤立することがないように日常的に声掛けを行う。

■実施内容

教職員（臨時的任用職員を含む。）の状況を把握する機会を増やすため、年間3回以上の面談の徹底

(3) 職員啓発資料等の充実・活用【拡充】

不祥事防止リーフレットに、わいせつな行為等が禁止される立法趣旨や、児童・生徒に与える深刻な影響等について記載し、必要の都度、内容を更新する。

■実施内容

毎月各学校に配付する啓発・点検資料に加えて、不祥事防止リーフレット等を活用し、各学校において、全教職員を対象とした所属研修や個別面談を実施

また、啓発・点検資料を活用した県の取組内容（取組方針の内容等）の周知を定期的に実施する。

(4) セクハラアンケートの活用【継続】

生徒及び教職員にアンケートを実施し、生徒及び教職員への意識啓発を図るとともに、セクハラの実態を把握し、事実確認及び被害への速やかな対応を行う。

■実施内容

すべての生徒及び教職員を対象としたセクハラに関するアンケート調査を年2回実施

(5) 児童・生徒のセクハラ等に対する意識啓発、相談体制の周知【継続】

児童・生徒のセクハラ等についての一層の理解を図るとともに、性被害から自分の身を守ることの重要性や教職員等から不適切な行為を受けた際に相談を受ける体制を周知し、組織的な対応を図る。

■実施内容

- ア セクハラ防止のための啓発資料及びポスターの配付（校内の担当者、連絡先を必ず明記）
- イ セクハラ相談窓口の周知（全校集会等の機会を利用）
- ウ 「生命（いのち）の安全教育」の推進（「性に関する指導の手引き（県教育委員会作成）」の活用等）

(6) 不祥事の背景等の情報提供及び具体的な原因分析【継続】

懲戒処分に際して、教職員の理解を深めるため、綱紀保持通知の発出と併せて、不祥事の具体的な背景・経緯に関する情報提供を行う。

■実施内容

不祥事が発生した原因や再発防止策について、専門的な見地から分析・整理し、県立学校長に情報提供

(7) 私物端末での児童・生徒の撮影禁止の再徹底【継続】

緊急対応等やむを得ない場合を除き、教職員が、私物端末により、児童・生徒を撮影しないことを徹底する。

■実施内容

教職員に対し、私物端末で児童・生徒を撮影することのリスク等について周知し、学校内での撮影に係る危機管理の意識を醸成

(8) 児童・生徒とのSNS等利用の禁止の再徹底【継続】

近年の不祥事の多くがSNS等の利用を端緒として発生している状況に鑑み、教職員と児童・生徒とのSNS等利用の禁止の徹底等のルールについて、改めて各学校で研修等を行いSNS等の特性や危険性の更なる周知を図るなど、全教職員に再徹底するほか、児童・生徒や保護者等に対しても当該ルールの周知を図る。

(9) 児童・生徒の連絡先の適正な取得・管理方法の再徹底【継続】

平成28年4月26日付け通知（高校教育課長、特別支援教育課長）で示した、「児童・生徒の携帯電話番号・電子メールアドレスの適切な収集及び連絡方法について」のルールを改めて確認・徹底する。

教育指導の目的で児童・生徒の連絡先（携帯電話番号・電子メールアドレス）を収集・管理する必要がある場合であっても、私的な連絡は禁止されていることを改めて周知徹底する。

また、児童・生徒及び保護者等に対しても、教職員との適正な連絡ルールについて定期的に周知する。

(10) 教科準備室等の適切な利用【継続】

教科準備室等における自校生徒への不祥事の発生を踏まえ、その適切な利用について、次の対策を再徹底する。

- ア 教科準備室等の密室化の防止（室内の様子が廊下から確認できるか）のための環境整備

- ・窓ガラスに貼付しているポスター等掲示物の除去
 - ・窓ガラスの近接箇所に設置しているついたて・ロッカー等の移動
 - イ 管理職による日常的な巡視の実施
 - ウ 教科準備室等の適切な利用について、教職員に指導の再徹底
- この他、教科準備室等以外にも校内で人の目が届きにくい場所・時間帯は、管理職が、施錠管理を徹底し、日常的な巡視を実施する。

3 臨時的任用職員等及び経験の浅い教職員による不祥事の防止（重点取組方針）

（１）校長による個別面談等の実施【継続】

すべての教職員に対する校長からの個別面談、指導を実施する。特に臨時的任用職員等及び採用５年以内の経験の浅い職員に対しては、不祥事防止の意識を醸成させるための指導を徹底して行う。

また、管理職は、職場で教職員が孤立することがないように日常的に声掛けを行う。

■実施内容

教職員（臨時的任用職員を含む。）の状況を把握する機会を増やすため、年間３回以上の面談の徹底

（２）研修等の実施による不祥事防止の意識醸成【継続】

ア 不祥事の具体的事例を交えた研修の実施

総合教育センター等で行われる研修において、不祥事防止研修を実施する。

イ 啓発・点検資料や研修用映像資料等を活用しての各学校における研修・指導等の実施

毎月、各学校に配付している啓発・点検資料や研修用映像資料を活用するなど、研修、指導等を強化、徹底する。

（３）臨時的任用職員に対する取組【継続】

ア 任用時における面接の実施

登録時の面接に加え、実際の任用に際し、校長経験者等の教育局職員による面接を実施し、教員としての資質を確認する。

イ 不祥事防止研修の実施

教育委員会において、すべての臨時的任用職員に対して、教職員としての自覚を持たせ、不祥事防止の意識醸成を図るための研修を実施する。

ウ 各学校における研修・指導等の実施

職員啓発・点検資料などを活用して、臨時的任用職員に対する研修、指導等を徹底する。

また、臨時的任用職員にも校内組織の役職を積極的に充てるなど、学校への帰属意識の向上や周囲の職員との同僚性の醸成にも配慮する。

(4) 新規採用段階における不祥事防止の意識付け【継続】

- ア フレッシュティーチャーズキャンプ（新規採用予定者研修）での不祥事防止の講話を実施する。
- イ 新規採用職員に辞令交付式の際に不祥事防止リーフレット及び指針を記載した携帯型カード等を配付し、採用間もない段階での不祥事防止の意識付けを実施

(5) 新規採用試験の工夫・改善【継続】

- ア 面接方法等の工夫・改善
質問項目の見直しや若手職員による面接に加え、教育局幹部による面接の実施を取り入れるなどの工夫・改善を図る。
- イ 受験者の懲戒処分歴等の確認を徹底
教員採用試験の提出資料に懲戒処分歴を記載する欄を設けるとともに、「官報情報検索ツール」を活用し、受験者の懲戒処分歴等の確認を徹底する。

(6) 教員養成段階における働きかけ【継続】

- ア 教員養成機関（大学等）へリーフレット等による情報提供
- イ かながわティーチャーズカレッジ（教員志望者向け研修）での不祥事防止の講話の実施

第2 全体的な不祥事防止の取組

注1 性犯罪・性暴力等事案根絶に資する内容も含む。

1 教職員に求められる高い倫理感の保持・向上

(1) 教職員に対する研修等の充実【拡充】

ア 総合教育センターが実施するすべての基本研修等で不祥事防止リーフレットを活用して懲戒処分^ウの状況の周知や不正行為等を見かけた場合の速やかな管理職や同僚職員等への報告・相談に係る注意喚起を行い、不祥事根絶に向けた意識徹底を図る。

イ 所属長に対する不祥事防止研修

- 県立学校長会議の場などを活用した書面等による不祥事防止研修

ウ 管理職以外の職員による職場研修の企画

職員が研修を受講するだけでなく、自身で研修の企画・講師を担当することで、企画者・受講者共に高い啓発効果を得られることから、各学校において、業務の状況を鑑み、一般職員による研修の企画等を実施する。(推奨事項)

(2) 啓発・点検資料等を通じた取組強化等【継続】

- 強化取組期間を指定し、全所属で計画的に不祥事防止に係る対策を実施
- 毎月、10個程度の点検項目と点検項目の解説等を掲載し、学校が活用しやすい啓発・点検資料を作成・配付
- 校長コラム及び学校現場の声(啓発・点検資料等に掲載)

《令和7年度啓発・点検資料年間計画(案)》

発行時期	テーマ	強化取組期間	担当
5月	わいせつ・セクハラ行為の防止	わいせつな行為・セクハラ防止(通年)	行政課
6月	定期試験・成績処理の事故防止		高校教育課、行政課
7月	体罰、不適切な指導の防止	体罰・不適切な指導の防止	特別支援教育課、行政課
8月	服務規律の遵守		教職員企画課、行政課
9月	個人情報の適切な取扱い、情報セキュリティ	個人情報の適切な取扱い・情報セキュリティ	総務室、行政課
10月	適切な私費会計の取扱い		財務課、行政課
11月	飲酒運転の根絶	交通事故・交通違反の防止	行政課
12月	入学者選抜の事故防止		高校教育課、行政課
1月	職場のハラスメントの防止	コンプライアンス意識の醸成	総務室、教職員人事課、行政課
2月	コンプライアンス意識の醸成		行政課
3月	風通しの良い職場づくり(適切な業務執行体制の整備)	風通しの良い職場づくり	行政課

4月	児童・生徒の個人情報の取扱い		行政課、高校教育課
----	----------------	--	-----------

※令和7年度の年間計画は、後日開催予定の不祥事防止会議専門部会にて決定

(3) 不祥事ゼロプログラムの推進【継続】

不祥事ゼロプログラム作成方針を策定し、全所属で職員の全員参加による継続的な不祥事防止対策の実施を推進するとともに、各所属のプログラムの作成・検証・公表の各段階について、適切な実施・運用がされているか確認する。

ア 必須課題の設定

各所属における実情に応じて、必ず課題として抽出すべき課題（必須課題）を設定し、不祥事防止研修の実施を徹底する。

イ 内部統制制度の導入に伴う実施方法の見直し

各所属の不祥事ゼロプログラムに内部統制に係る取組を位置づけ、財務会計や情報管理等の取組状況を点検、報告する。

(4) 効果的な所属研修の実施【継続】

各所属の実情に応じた課題について、年間計画を立てて継続的に所属研修を実施する。

《所属研修実施の基本ルール》

- ① 不祥事ゼロプログラムの必須課題をテーマとする所属研修を必ず実施
- ② 全所属において、職場の不祥事リスクについて具体的な業務・手続を想定しながらグループ討議を行うなど、一人ひとりの教職員が主体的に考えるような形態で所属研修を実施
- ③ 臨時的任用職員、会計年度任用職員、再任用職員等を含む全教職員を対象に丁寧な所属研修を実施（研修の欠席者等には個別に対応する。）
- ④ 外部講師による研修など、第三者からの視点を踏まえた所属研修を実施

なお、所属研修等の実施については、集合研修による必要はなく、研修資料等を所属ポータルサイトや電子メール等を活用して周知するなど、各所属の実情に応じて、柔軟に対応するものとする。

(5) 教育委員会ネットワーク等を活用した教職員一人ひとりへの直接的な働きかけ【継続】

不祥事防止の取組の主体であることを一人ひとりの教職員が認識できるように、教職員がアクセス可能なネットワークを通じて、啓発・点検資料、メッセージ、綱紀保持通知などを発信し、教職員一人ひとりに直接的な働きかけを行う。

《発信事項》

- ・ 不祥事・事故の発生状況等
- ・ 綱紀保持通知、各種啓発資料等
- ・ 教育長等メッセージ（動画の配信、業務用メールで個別に各教員に送信）

2 不祥事防止のための校内の環境（ルールや施設環境）の整備

(1) 行政事務調査・指導等の実施【継続】

- ア 教育局職員が、学校等の所属を巡回するなど、行政事務調査、財務事務調査指導を工夫しながら引き続き実施し、適正な事務執行について調査・指導を行う。
- ・ 校長へのヒアリングを行うとともに、性犯罪・性暴力等事案防止の取組の遵守や教科準備室等の現地の状況を直接確認し、改善を要する事項等について確認・指導を実施
 - ・ 校長等に不祥事防止の取組の実施状況の確認・指導等を実施
 - ・ 事故発生学校を関係所属職員が訪問し、原因・再発防止等について意見を聴取し、必要な指導とともに聴取結果を啓発資料や研修で活用
- イ 不祥事が発生した学校等には課長級職員が訪問し、再発防止の取組状況の確認や指導を実施し、教育局と学校等が危機感を共有して、不祥事根絶に向けた取組を進める。

3 教職員を組織的にサポートする体制づくり

(1) 教職員アンケートの継続的な実施【継続】

職場におけるハラスメントの実態や教職員の意識の変化等を確認し、必要な対策を講じるため、教職員アンケートを引き続き実施する。

(2) 相談窓口の周知【継続】

教職員が悩みを相談できずに一人で抱え込むことがないように、啓発・点検資料等を通じて相談窓口を広く周知する。

4 学校現場に特有の不祥事、公務上発生する不祥事の防止

(1) 体罰及び不適切な行為（指導）の防止【継続】

児童・生徒に対する体罰及び暴言・威迫・無視等の不適切な行為は決して許されない行為であり、各学校では、生徒指導や部活動において、次のとおり、体罰等を認めない学校風土づくりに努める。

ア 体罰等の未然防止のための環境整備

- ①複数の教員間で相互チェックが働く体制の整備
- ②管理職による校内の定期的な巡視
- ③児童・生徒へ校内における相談窓口の周知

イ 体罰防止リーフレットの活用の促進

「体罰防止ガイドライン」のエッセンスを抜粋し、過去の事例を掲載した体罰防止リーフレットを各所属における研修で活用する。

ウ 人権教育研修を実施

児童・生徒の人権を尊重した指導及び教員の指導力の向上のため、教職員の人権感覚を高める研修を実施（管理職以外の教員からも募集）する。

エ 部活動指導等における体罰等の防止

児童・生徒に対する体罰等を根絶するという考えの下、学校における不祥事防止研修などの各種研修等の場を活用し、体罰や不適切な指導・発言等の防止に係る教職員の意識啓発を図る。

また、部活動インストラクター等の外部人材による体罰や不適切な指導・発言等を防止するため、生徒と接触のある外部人材等に対して、生徒対応における留意事項の定期的な周知を行う。

オ 体罰等の根絶に向けた教育局と学校現場の連携

教育局と学校現場が緊密に連携し、体罰や不適切な指導・発言等及びその疑いがあった場合には、校長等に対し、電話による確認や相談を実施し、必要に応じて訪問指導等を行う。

(2) 定期試験、成績処理、進路関係、入学者選抜等に係る不適切な事務処理の防止【継続】

各学校では、マニュアルや点検体制が定められているにもかかわらず、不適切な事務処理が行われる事案が発生していることから、マニュアル等を厳守した適切な事務処理の徹底を図るとともに、職員同士の相互チェック機能の強化に組織的に取り組む。

(3) 児童・生徒に係る個人情報を取扱う際のルールと意識の再徹底【継続】

学校では日常的に様々な形態で個人情報を扱っていることを改めて教職員に意識させ、ルールを確認し、個人情報の紛失・誤廃棄、誤配付・誤送信などの事案の未然防止に努める。

(4) 不適切な公金等の取扱いの防止【継続】

旅費及び諸手当の受給、学校における物品管理、現金等の取扱いなどについて、適切な管理を徹底し、不祥事の未然防止に努める。

5 事務処理における不祥事（事故）防止体制の構築（継続）

支払手続の遅延やメール等の誤送信、必要手続の漏れなどの事務処理における不祥事や事故を防止するための組織体制を構築し、主に以下の基本的な取組を徹底する。

- (1) 適切な業務スケジュールの事前設定や役割分担等の整理及び組織内での共有
- (2) 朝夕ミーティング等を活用した定期的な進捗状況の確認
- (3) 事務処理の根拠となる条例・規則・規程等の十分な事前確認
- (4) 執行書類の作成やメールの送信時等の複数チェックの徹底
- (5) 複数所属が関わる事業の実施における、関係所属による事前打合せの実施と十分な情報共有（事前打合せにおいて、スケジュールや役割分担を明確化）

6 市町村教育委員会との連携

(1) 臨時的任用職員に対する取組【継続】

ア 臨時的任用職員の任用時における複数回の面接の実施

小中学校の臨時的任用教員について、教育事務所により、登録及び任用時における複数回の面接を実施するとともに、各市町村教育委員会においても同様の取組を行い、教員としての資質を確認することを依頼する。

イ 不祥事の具体的事例を交えた研修の実施

教育事務所等で実施される研修において、不祥事防止研修を実施する。

(2) 効果的な取組に関する情報交換等【継続】

ア 県・市町村教育委員会教育長会議（政令市を含む。）

県及び各市町村教育委員会の教育長が参加する会議において、直近の懲戒処分状況や不祥事防止の取組について情報交換を実施する。

イ 県・市町村教育委員会不祥事防止協議会

各教育事務所単位で、県教育委員会と市町村教育委員会による不祥事防止協議会を設置し、実効性のある取組などについて情報交換を行い、市町村教育委員会における不祥事防止の取組の推進を図る。

また、重大な事案が起きた場合、この協議会を通じて、取組の徹底を周知する。

ウ 市町村教育委員会人事担当者向けの不祥事防止研修

各教育事務所で開催する市町村教育委員会人事担当者向けに不祥事防止研修を実施する。

(3) 市町村教育委員会への働きかけ【拡充】

市町村立学校教職員（県費負担教職員）の不祥事防止について、市町村教育委員会と連携して取り組むため、各教育事務所単位で開催する各種会議での県教育委員会の取組の情報提供等を行うほか、各市町村教育委員会を県の職員が訪問しての意見交換や助言等をするなど、市町村教育委員会においても同様の取組が行われるよう、働きかけを行う。